

特定非営利活動法人 BRICOLAB
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 BRICOLAB という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、行政、NPO、教育機関、企業、大学、福祉機関、地域市民等の多様なステークホルダーと積極的に協働し、経済的格差、教育的格差、地域間格差、外国籍等文化の差異、精神的障がい等様々な困難な状況にある子どもたちおよび子育て家庭に対し、環境によって制限されることなく、子どもたちが持っている個性や、可能性を引き出し、その力を十分に発揮できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に関する事業を行う。

- (1) 子ども支援活動
- (2) 子どもに関する行政、NPO、教育機関、企業、大学、福祉機関等との連携事業
- (3) 子ども支援に関する普及啓発事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思をもって入会した個人および団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事とし、必要に応じ若干名の副代表理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事および副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事および副代表理事は、この法人を代表する。

- 2 代表理事はこの法人の業務を総理し、副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときまたは代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況と認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、必要に応じ事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および活動予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および活動決算
- (6) 役員の選任または解任
- (7) 事務局の組織および運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第24条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数（書面または電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印または署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員の職務および報酬
- (4) 入会金および会費の額
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）
その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第33条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも2日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項および第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者等にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印または署名しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画および予算)

第 44 条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 第 44 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第 46 条 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所および従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、理事会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表 理事	永田 弘幸
理 事	望月 陽子
理 事	竹澤 賢樹
監 事	芹川 昌巳

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 5 年 5 月 31 日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 正会員 (個人・団体) 5,000 円
賛助会員 (個人・団体) 10,000 円
 - (2) 年会費 正会員 (個人・団体) 12,000 円
賛助会員 (個人・団体) 24,000 円
- 7 年会費は、年度毎に徴収し、年度途中で入会する場合には、残存期間に応じて減額する。
- 8 年度途中での退会の場合には、年会費の返却等は一切行わない。

役員名簿

特定非営利活動法人 BRICOLAB

役 名	氏 名	住 所 または 居 所	報酬の有無
代表理事	永田 弘幸		無
理 事	望月 陽子		無
理 事	竹澤 賢樹		無
監 事	芹川 昌巳		無

理事数 3 人 監事数 1 人 役員総数 4 人

報酬を受ける役員数 0 人 役員総数のうち報酬を受ける役員の割合 0 %

設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人 BRICOLAB

1 法人の設立の経緯や動機または法人格が必要となった理由

子どもたちの見つめる先にはどんな未来が見えているのだろうか。

我が国では子どもの7人に1人が相対的貧困の家庭で育ち、ひとり親世帯では2人に1人が相対的貧困の家庭で育っている。2016年 OECD のデータによると日本の子どもの貧困率は42カ国中21番目に高く、ひとり親世帯の貧困率では、韓国、ブラジルに次いで3番目に高くなっている。また、全世帯では7割以上の子どもたちが大学進学を目指す中で、ひとり親世帯では4割、生活保護世帯では3割の進学率となっており、これは子どもが自分の能力以外の環境的に要因によって教育投資の制限を受けているといえるのではないかな。家庭の貧困に対して公的資金の投入は確かに行われている。しかし、7割近いひとり親世帯が塾や習い事を諦めているデータもあり、将来に向けた教育的投資よりも今、目の前の困難に金銭的投資、そして将来の不安から貯蓄に回すなど、今しかない子どもの成長への教育的投資に二の足を踏んでいる状態も見られる。

教育、学歴投資が行われなまま子どもが大人になり、社会に出されていく。そして高収入が望める職種へ就くのが困難になり、家庭の貧困が再度繰り返されていく。こうした状況の中、家庭に努力を強いるだけではなく社会で支えていくことが必要ではないだろうか。

また、2020年には全国の小中学校で30日以上欠席した不登校の児童生徒は19万人を超えた。不登校の課題に対して我が国はスクールカウンセラーの増員など相談体制の拡充を進めている。不登校が解決される状態は登校させることが一つかもしれない。しかし、不登校は子どものからのSOSであり、フィードバックである。教室にすぐに戻すことが必ずしも最善とは言えないケースもあり、その場合の不登校児童の学びの保障をどうするのか課題である。自分の教室以外の場所で学べる環境が地域の中で増えていくこと、学校中心とした教育のみで、そこに入れない場合、学びが保障されないのではなく、子どもを中心とした学びの環境を作り、子どもたちが学びの場所の選択肢を一つでも多く持つことも必要ではないだろうか。

また、ここからの時代はVUCAの時代と言われている。(Volatility: 変動性、Uncertainty: 不確実性、Complexity: 複雑性、Ambiguity: 曖昧性) コロナ禍で象徴されるように、もはや未来は予測できず、未来をどう構想したいのか考える力、誰かが問題を出してくれるのを待って、正解を出すのではなく、自らこの社会での問題を見出していく力が求められる。元々子どもたちが持っている力を生かし、正解がない社会の中で、自らやり抜く力(Grit)、意欲(Motivation)、社会性(Sociality)を育める場所を公教育に加え、一つでも多く地域社会の中で作っていく必要性はないだろうか。

このような中で、私たちはさまざまな環境、境遇に置かれ、複雑な子どもたちの課題の中に「学びの貧困」を共通項として見出し、それがなくなる社会を作ることビジョンとする。そして、そのビジョンを達成するために「子どもたちのお気に入りの場所を創ること」をミッションとする。

私たちは家庭環境に課題を抱えた児童、不登校児童等が学校と家庭に加えて地域の中に日常的に通うことができる学びの場所を創る。私たちが提供する「学び」は、すでに正解があつて、そこに的確に素早く到達できるかどうかの「認知的学習」「ベーシック学習」だけではなく、子どもたちが「なぜ」「どうして」と問いを立て、探求力を高めていける学びのきっかけを提供する。提供する大人は将来、地域社会を担っていく大学生、将来、教員を目指す大学生の参加を進め、彼らが教員、地域社会を担っていく時に、さまざまな背景を持った児童と関わった経験が活かされるよう時間軸での垂直型ソーシャルインパクトが生まれるシステムを創る。また、アート、サイエンス、プログラミング、ものづくりなどさまざまな専門的な能力を持ち社会で活躍する大人にも参画を促し、金銭的なファンドだけではなく、スキルを提供してもらい、子どもたちが自分の可能性、自分の「好き」に気が付くきっかけを共に創る。

特定非営利活動法人 BRICOLAB はさまざまな子ども、大人が混ざり合うコミュニティでもある。このコミュニティの維持には「学び」を受ける子どもの家庭の経済的負担だけではなく、地域社会全体で我ごととしての参画が必要である。

子どもたちはその家庭の子どもであるが、次の私たちの日本を創る宝でもある。学校、行政、企業、大学、福祉機関等の多様なステークホルダーが互いに協働しあえるコミュニティを作り、そこに多くの市民の参画を進め、その活動が継続化するためには、特定非営利活動法人格取得が最適であるとの考えに至った。子どもたちが自由に集うことができる場所づくりから始め、それを安定して運営継続を図るために組織の法人化が必要である。

2 法人の目的

この法人は、行政、NPO、教育機関、企業、大学、福祉機関、地域市民等の多様なステークホルダーと積極的に協働し、経済的格差、教育的格差、地域間格差、外国籍等文化の差異、精神的障がい等様々な困難な状況にある子どもたちおよび子育て家庭に対し、環境によって制限されることなく、子どもたちが持っている個性や、可能性を引き出し、その力を十分に発揮できる社会の実現に寄与することを目的とする。

3 2の目的を達成するための特定非営利活動

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

4 2の目的を達成するための特定非営利活動に係る事業

- (1) 子ども支援活動
- (2) 子どもに関する行政、NPO、教育機関、企業、大学、福祉機関等との連携事業
- (3) 子ども支援に関する普及啓発事業

5 主な事業およびその事業が営利を目的とせず、不特定・多数の利益に寄与する説明

「子どもの学び」を支えることをコンセプトに、すべての子ども、さまざまな背景を持った家庭、大学生、大人が集うコミュニティを作り、学校、行政、企業、大学、福祉関係等の多様なステークホルダーと協働して活動を実施し、地域社会全体の参画により、不特定・多数の利益に寄与する。

6 法人設立の意思表示・決意

私たちは特定非営利活動法人 **BRICOLAB** を地域に根ざした地域コミュニティの一つとなるよう多様なステークホルダーと連携し、次の日本、福井を担う子どもたちに教育的投資を行う。さまざまな環境に置かれた子どもたちが学びの選択肢として選んでくれるよう、そして、子どもたちの見つめる先に将来の自分の姿をしっかりと描くことができるよう努めていく。

令和4年度 事業計画書

令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人 BRICOLAB

1、事業実施の方針

学習環境や学習機会に恵まれない低所得者世帯の子どもや学校へ登校していない子どもに対して「やりきる力(Grit)」「社会性」「人との協働性」などの非認知的な成長の機会の提供や認知的なベーシック学習の機会を提供する。また、子どもの成長の機会の提供に関わる場で、教員を志望する大学生に関わってもらい、様々な背景を持った子どもの理解を促す。定期的な子どもの学びの場を提供しながら、イベントとして専門的なスキルを持った大人に参画してもらいながら、STEAM、PBLなどのプロジェクト実施を基礎とした学びの機会を提供していく。

2、事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従業者人数	受益者範囲	予定人数	支出見込額(千円)
定款第5条(1) 子ども支援活動	・学習環境や学習機会に恵まれない低所得者世帯の子どもに対する学習支援。	6月から月曜日を中心に開催 15:00-20:00	福井市	延べ120人 (3人×4/月×10ヶ月)	・ひとり親、低所得者世帯の子ども	延べ400人 (10人/日×4/月×10ヶ月)	2,652
	・学習環境や学習機会に恵まれない登校していない子どもに対する学習支援	6月から月曜日を中心に開催 10:00-15:00	福井市	延べ80人 (2人×4/月×10ヶ月)	・不登校児童	延べ200人 (5人/日×4/月×10ヶ月)	
定款第5条(2) 子どもに関する行政、NPO、教育機関、企業、大学、福祉機関等との連携事業	・教員志望等大学生へ子どもへの学習支援等を通じた成長機会の創出をする。 ・大学生と専門性を持った大人が連携してSTEAM,PBLを子どもたちに提供する。	7月から隔週日曜日に開催	福井市	延べ90人 (5人×2/月×9ヶ月)	・家庭の貧困のある児童、不登校児童、ギフテッド児童・一般・ボランティア・企業・大学	延べ180人 (10人/日×2/月×9ヶ月)	250
定款第5条(3) 子ども支援に関する普及啓発事業	・学習環境や学習機会に恵まれない登校していない子どもの実情を広く社会に啓発する。	通年	福井市	2人	—	多数	10

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
なし					

(法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」)									
設立当初の事業年度 活動予算書									
法人成立の日から令和5年3月31日まで									
特定非営利活動法人 BRICOLAB									
(単位：円)									
科目					金額				
Ⅰ 経常収益									
1 受取会費									
(1) 正会員									
入会金					50,000				
年会費					120,000				
(2) 賛助会員									
入会金					50,000				
年会費					120,000				
受取会費計					340,000				
2 受取寄附金									
受取寄附金					600,000				
3 受取助成金等									
受取民間助成金					500,000				
4 事業収益									
請負業務収入					3,500,000				
5 その他収益									
雑収益					0				
経常収益計					4,940,000				
Ⅱ 経常費用									
1 事業費									
(1) 人件費									
給料手当					320,000				
法定福利費					52,000				
人件費計					372,000				
(2) その他経費									
広告宣伝費					20,000				
旅費交通費					20,000				
諸謝金					90,000				
教材費					200,000				
通信運搬費					100,000				
消耗品費					200,000				
事務用品費					50,000				
備品					300,000				
水道光熱費					150,000				
システム費					100,000				
印刷製本費					100,000				
保険料					30,000				
地代家賃					1,080,000				
賃借料					100,000				
その他経費計					2,540,000				
事業費計					2,912,000				
2 管理費									
(1) 人件費									
給料手当					360,000				
法定福利費					58,000				
人件費計					418,000				
(2) その他経費									
広告宣伝費					100,000				
旅費交通費					11,000				
通信運搬費					120,000				
消耗品費					100,000				
事務用品費					50,000				
備品					50,000				
水道光熱費					30,000				
印刷製本費					50,000				
保険料					30,000				
地代家賃					240,000				
会議費					10,000				
諸会費					20,000				
修繕費					100,000				
雑費					50,000				
租税公課					30,000				
その他経費計					991,000				
管理費計					1,409,000				
経常費用計					4,321,000				
当期経常増減額					619,000				
Ⅲ 経常外収益									
1 固定資産売却益					0				
経常外収益計					0				
Ⅳ 経常外費用									
1 過年度損益修正損					0				
経常外費用計					0				
当期正味財産増減額					619,000				
設立時正味財産額					619,000				
次期繰越正味財産額					619,000				
※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。									

令和4年度 特定非営利活動事業費等活動予算根拠表

令和4年6月1日～令和5年3月31日

	科 目	金 額 (単位：千円)	算出根拠(単位：千円)
経 常 収 入 の 部	会費・入会金収入	340	入会金（正会員）@5千円×10人＝50千円、（賛助会員）@10千円×5人＝50千円 会費@（正会員）@12千円×10人＝120千円、（賛助会員）@24千円×5人＝120千円
	事業収入 ①（子ども支援活動）事業収入	3,500	福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金
	補助金・助成金収入	500	ふくい市民活動基金助成（100千円）、公益財団法人前川報恩会（200千円）、キリン福祉財団（100千円）、さわやか福祉団（100千円）
	寄付金収入	600	マンスリーサポーター@1千円×12ヶ月×50人
	雑収入	0	
	経常収入（A）	4,940	
経 常 支 出 の 部	事業費 ①子ども支援活動事業費	2,652	人件費（@8千円/日×4日/月×1人×10ヶ月＝320千円/年+社保52千円＝372千円） 教材費（@20千円/月×10ヶ月）、通信運搬費（@10千円/月×10ヶ月） 消耗品費（@10千円/月×10ヶ月+タブレット（@50千円×2台））、 事務用品費（@5千円×10ヶ月）、備品（テーブル@20千円×5+椅子8千円×20+デスク40千円） 水道光熱費（@15千円×10ヶ月）、システム費（@10千円×10ヶ月） 印刷製本費（@10千円×10ヶ月）、地代家賃（@120千円×10ヶ月×80%+礼金120千円）
		250	旅費交通費20千円（@1千円×20回）、諸謝金90千円（@5千円×2回/月×9ヶ月） 広告宣伝費20千円（@10千円×2回/年）、ボランティア保険料（@30千円/年） 賃借料90千円（会場費@5千円×18回）
		10	賃借料（会場費@5千円×2回）
		2,912	
	管理費	418	給料手当 月30千円×1人×12ヶ月＝360千円、社保58千円
		100	ファンD広報新聞雑誌広告等（@20千円×4回+@10千円×2回）
		11	駐車場代等
		120	広報誌郵送（@400円×300人）
		100	消耗品費（@10千円×10ヶ月）
		50	事務用品費（@5千円×10ヶ月）
		50	事務所棚（@50千円×1）
		30	電気（@3千円×10ヶ月）
		50	パンフレット、チラシ作成費
		30	火災保険料（@30千円）
		240	家賃（@120千円×10ヶ月×20%）
		10	会場利用料（@5千円×2回）
		20	各種会費
		100	修繕費（@100千円）
		30	
		50	
		1,409	
	経常支出合計（B）＝事業費+管理費	4,321	
	経常収支差額（C）＝（A）－（B）	619	
	設立時正味財産額	619	
	次期正味財産額	619	

※各事業ごとの収入・支出根拠計算を記入して下さい。

※事業費と管理費の区分をして下さい。

※算出根拠の欄は仮の記入例としてのものであり計算基礎は各々で変更記入して下さい。

令和5年度 事業計画書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人 BRICOLAB

1、事業実施の方針

学習環境や学習機会に恵まれない低所得者世帯の子どもや学校へ登校していない子どもに対して「やりきる力(Grit)」「社会性」「人との協働性」などの非認知的な成長の機会の提供や認知的なベーシック学習の機会を提供する。また、子どもの成長の機会の提供に関わる場で、教員を志望する大学生に関わってもらい、様々な背景を持った子どもの理解を促す。定期的な子どもの学びの場を提供しながら、イベントとして専門的なスキルを持った大人に参画してもらいながら、STEAM、PBLなどのプロジェクト実施を基礎とした学びの機会を提供していく。

2、事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従業者人数	受益者範囲	予定人数	支出見込額(千円)
定款第5条(1) 子ども支援活動	・学習環境や学習機会に恵まれない低所得者世帯の子どもに対する学習支援。	月曜日と金曜日開催 15:00-20:00	福井市	延べ288人 (3人×8/月×12ヶ月)	・ひとり親、低所得者世帯の子ども	延べ960人 (10人/日×8/月×12ヶ月)	3,856
	・学習環境や学習機会に恵まれない登校していない子どもに対する学習支援	月曜日と金曜日開催 10:00-15:00	福井市	延べ192人 (2人×8/月×12ヶ月)	・不登校児童	延べ480人 (5人/日×8/月×12ヶ月)	
定款第5条(2) 子どもに関する行政、NPO、教育機関、企業、大学、福祉機関等との連携事業	・教員志望等大学生へ子どもへの学習支援等を通じた成長機会の創出をする。 ・大学生と専門性を持った大人が連携してSTEAM,PBLを子どもたちに提供する。	6月から隔週日曜日に開催	福井市	延べ100人 (5人×2/月×10ヶ月)	・家庭の貧困のある児童、不登校児童、ギフテッド児童・一般・ボランティア・企業・大学	延べ200人 (10人/日×2/月×10ヶ月)	260
定款第5条(3) 子ども支援に関する普及啓発事業	・学習環境や学習機会に恵まれない登校していない子どもの実情を広く社会に啓発する。	通年	福井市	2人	—	多数	10

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
なし					

(法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」)							
令和5年度 活動予算書							
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで							
						特定非営利活動法人 BRICOLAB	
						(単位：円)	
科目					金額		
I 経常収益							
1 受取会費							
	(1) 正会員						
	入会金	50,000					
	年会費	120,000					
	(2) 賛助会員						
	入会金	50,000					
	年会費	120,000					
	受取会費計	340,000				340,000	
2 受取寄附金							
	受取寄附金	1,080,000				1,080,000	
3 受取助成金等							
	受取民間助成金	900,000				900,000	
4 事業収益							
	請負業務収入	3,500,000				3,500,000	
5 その他収益							
	雑収益	0				0	
経常収益計						5,820,000	
II 経常費用							
1 事業費							
	(1) 人件費						
	給料手当	1,152,000					
	法定福利費	186,000					
	人件費計	1,338,000					
	(2) その他経費						
	広告宣伝費	20,000					
	旅費交通費	20,000					
	諸謝金	100,000					
	教材費	240,000					
	通信運搬費	120,000					
	消耗品費	220,000					
	事務用品費	60,000					
	備品	150,000					
	水道光熱費	276,000					
	システム費	120,000					
	印刷製本費	180,000					
	保険料	30,000					
	地代家賃	1,152,000					
	賃借料	100,000					
	その他経費計	2,788,000					
	事業費計					4,126,000	
2 管理費							
	(1) 人件費						
	給料手当	360,000					
	法定福利費	58,000					
	人件費計	418,000					
	(2) その他経費						
	広告宣伝費	150,000					
	旅費交通費	20,000					
	通信運搬費	120,000					
	消耗品費	120,000					
	事務用品費	60,000					
	備品	50,000					
	水道光熱費	36,000					
	印刷製本費	50,000					
	保険料	30,000					
	地代家賃	288,000					
	会議費	10,000					
	諸会費	20,000					
	修繕費	100,000					
	雑費	50,000					
	租税公課	30,000					
	その他経費計	1,134,000					
	管理費計					1,552,000	
経常費用計						5,678,000	
当期経常増減額						142,000	
III 経常外収益							
	1 固定資産売却益					0	
経常外収益計						0	
IV 経常外費用							
	1 過年度損益修正損					0	
経常外費用計						0	
	当期正味財産増減額					142,000	
	前期繰越正味財産額					619,000	
	次期繰越正味財産額					761,000	
※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。							

令和5年度 特定非営利活動事業費等活動予算根拠表

令和5年4月1日～令和5年3月31日

	科 目	金 額 (単位：千円)	算出根拠(単位：千円)
経 常 収 入 の 部	会費・入会金収入	340	入会金(正会員) @5,000円×10人=50,000円、(賛助会員) @10,000円×5人=50,000 会費@ (正会員) @12,000円×10人=120,000円、(賛助会員) @24,000円×5人=120,000円
	事業収入 ①(子ども支援活動) 事業収入	3,500	福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金
	補助金・助成金収入	900	ふくい市民活動基金助成(100千円)、公益財団法人前川報恩会(200千円)、キリン福祉財団(100千円)、さわやか福祉団(100千円)、大同生命厚生事業団(200千円)、大和証券福祉財団(200千円)
	寄付金収入	1,080	マンスリーサポーター@1千円×12ヶ月*90人
	雑収入	0	
	経常収入(A)	5,820	
経 常 支 出 の 部	事業費 ①子ども支援活動事業費	3,856	人件費 (@8千円/月×4日/月×3人×12ヶ月=1,152千円/年+社保186千円=1,338千円)、 教材費 (@20千円/月×12ヶ月)、通信運搬費 (@10千円/月×12ヶ月) 消耗品費 (@10千円/月×12ヶ月+タブレット (@50千円×2台)、 事務用品費 (@5千円×12ヶ月)、備品150千円 (収納棚大@20千円×2) + (収納棚小@10千円×1) + (椅子@8千円×5) + (テーブル@20千円×3)) 水道光熱費 (@23千円×12ヶ月)、システム費 (@10千円×12ヶ月) 印刷製本費 (@15千円×12ヶ月)、地代家賃 (@120千円×12ヶ月×80%)
		260	旅費交通費20千円 (@1千円×20回)、諸謝金100千円 (@5千円×2回/月×10ヶ月) 広告宣伝費20千円 (@10千円×2回/年)、ボランティア保険料 (@30千円/年) 賃借料 (会場費@5千円×18回)
		10	賃借料 (会場費@5千円×2回)
		事業費計	4,126
	管理費	給料手当	418 事務関係人件費 月30千円×1人×12ヶ月=360千円, 社保58千円
		広告宣伝費	150 ファンド広報新聞雑誌広告等 (@20千円×4回, @35千円×2回)
		旅費交通費	20 駐車場代等 (@1千円×20回=20千円)
		通信運搬費	120 広報誌郵送 (@400円×300人)
		消耗品費	120 消耗品費 (@10千円×12ヶ月)
		事務用品費	60 事務用品費 (@5千円×12ヶ月)
		備品費	50 事務所棚 (@50千円×1)
		水道光熱費	36 電気 (@2千円×12ヶ月)、水道 (@1千円×12ヶ月)
		印刷製本費	50 パンフレット、チラシ作成費
		保険料	30 火災保険料 (@30千円)
		地代家賃	288 家賃 (@120千円×12ヶ月×20%)
		会議費	10 会場利用料 (@5千円×2回)
		諸会費	20 各種会費
		修繕費	100 修繕費 (@100千円)
		租税公課	30
		予備費(雑費)	50
		管理費計	1,552
	経常支出合計(B)=事業費+管理費	5,678	
	経常収支差額(C)=(A)-(B)	142	
	設立時正味財産額	619	
	次期正味財産額	761	

※各事業ごとの収入・支出根拠計算を記入して下さい。

※事業費と管理費の区分をして下さい。

※算出根拠の欄は仮の記入例としてのものであり計算基礎は各々で変更記入して下さい。